

令和4年度第2回愛媛県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年11月25日（金） 愛媛県水産会館6階大会議室	
出席委員氏名	委員長 松村 暢彦（愛媛大学社会共創学部教授） 委員 高橋 直子（弁護士） 委員 丹下 真由美（税理士） 委員 森 貴弘（公認会計士） 委員 渡部 麻紀（株式会社愛媛銀行砥部支店長）	
審議対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和4年7月31日	
抽出案件	総件数 7 件	(備考) 抽出の考え方（抽出担当委員） ・入札・契約方式別、部局別、地域別を基本に抽出。
入札後審査型一般競争入札	4 件	
指名競争入札	3 件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【県発注工事に係る入札及び契約手続の運用状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札額を最低制限価格の1円単位まで合わせることが可能なのか。 ・ 最低制限価格との同額入札については、今後も注視するとともに、その内容を確認のうえ、適宜本委員会へ報告していただきたい。 <p>【抽出工事に関する説明及び審議】</p> <p>○入札後審査型一般競争入札</p> <p>1. 建第1号の1 県庁第二別館解体外工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J V（共同企業体）発注としたのはなぜか。 <p>2. 関土加補改第3号の1 （二）関川水系 関川 総合流域防災工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一者応札となったのはなぜか。 ・ 取りのき条件を設定したのはなぜか。 <p>3. 基幹(日)第1-1号 日向谷節安線林道開設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を分割して発注することの妥当性はどうか。災害が起きた場合に影響はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格、積算歩掛、設計単価が公表されていること、今回の設計内容は比較的簡単なものであったことなどから、積算能力のある業者であれば、最低制限価格を類推することは可能であったと考えている。 ・ 承知した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体建築物が北側城山斜面地にある擁壁に隣接しており慎重な施工が必要であること、複雑な設備管の盛替えが必要であり正確な照査が必要であること、狭小な現場において解体工事、機械棟新築、ボックスカルバート設置等の工事が連続することから、高い総合管理能力と技術力の結集が求められるためである。 ・ 当該工事は、国の5ヶ年緊急対策である2月補正予算成立後の発注であり、工事発注時期の重複、各業者の手持ち工事の多寡等から一者のみの入札者数となったものと推察される。 ・ 当該工事は、2月補正予算を財源とした工事となっており、実質工期が1年間に満たない状態であったため、当該区間を分割して発注することで、早期の工事完成を企図したものである。 ・ 本工事は林道の開設工事であるが、林道を開設しながら同時進行で切土法面の保護を行っており、予算の都合等も考慮しながら、可能な範囲で進めているところ。 林道工事の場合、上から切土をして、路線を確保していくが、その都度法枠工事を行い、崩れを防止しながら、最善の対策をとって災害の影響が出ないように施工している。

意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式において、最終的な落札決定に関わる評価値については、加算点を入札金額で割り戻すという方法で計算していると思うが、いつから今の形で運用されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 年々評価項目の見直しを行っているほか、令和3年度の制度改革で各評価項目に係る加算点の配分を見直し、今の形となっている。現在の評価値の計算方式は、平成18年の制度導入時から採用している。
<p>4. 防補交舗修（加）第30号の1 （一）長月城辺線他舗装補修工事（防災安全）</p> <ul style="list-style-type: none"> 難易度が高い工事ではないように思うが、管外に本店がある業者のみの一者応札となったのはなぜか。 落札率が低いのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> 当該業者は、管内にアスファルトプラントを設置している唯一の業者であり、現地事務所にも社員が所属しているため、地元業者と同程度に多くの工事を受注している。 本工事は、令和3年度の国の補正予算で令和3年度末から令和4年度へ年度を跨ぐ入札公告を行ったもので、県内他事務所においても同時期に舗装工事の入札公告が重なったため、本件は一者応札となったと推察している。 本件の落札率は、管内の舗装工事の一般競争入札における平均落札率と同程度であるところ、地元のアスファルトプラントを持っていて社員も現地にいる等の理由により、利益を出しつつ工事を適切に施工できると判断したものと推察している。
<p>○指名競争入札</p>	
<p>5. 喜震道改第304号の1 （一）池田中山線地震防災関連道路緊急整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 最低制限価格に近い金額での応札となっているのはなぜか。 過年度の受注状況はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 落札業者は、当該工区での受注実績があり、ノウハウを活かして、ある程度価格を抑えても施工できると判断したものと推察している。最低制限価格と近接していることについては、適切に業者が積算した結果であると思料している。 過去に3件工事があったが、そのうち1件は本工事の落札業者、他2件はそれぞれ別の業者が落札している。
<p>6. 経育大頭(3)第4号 農道舗装その3工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内にC等級の舗装を主体とする業者がいなかったということであるが、地域を広げる等の対応は検討しなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 管内の舗装工事業の許可を有する土木工事業者については、受注実績や元請完工高が極めて少なく、所有する舗装用機械の状況から、今回のようなまとまった舗装工事を所定の期間に施工することは困難であると懸念されるため、県内の舗装専門業者を中心に管内における実績等を勘案して指名業者を選定した。

意見・質問	回 答
7. 地江小池 2(4) 第 1 号 小池 2 期地区法面工事 ・特になし	

(問い合わせ先)

松山市一番町四丁目 4-2 TEL 089-968-2294

愛媛県入札監視委員会事務局 (県庁総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内)